

3. 矢野恒太

初代保険課長、保険業法の起草に貢献

(1) 概要

矢野恒太は、慶応元年（1865年）12月2日、備前国上道郡角山村竹原（現在の岡山県岡山市東区竹原）に、父・三益と母・伊勢の長男として生まれた。矢野家は江戸時代から続く医者の家柄であった。明治22年（1889年）12月、第三高等中学校医学部を卒業した。

恩師の紹介で入社した日本生命では、医員として地方に出張し診査（保険契約の申込に対する諾否を判断するための被保険者の健康診査）を行う傍ら、独学で保険制度の研究を進め、入社3年目にして記念式典の医員総代に選ばれる程であったが、医員の待遇を巡る問題で副社長と対峙し、同社を退職した。

その後、自らの理想の実現を決心した矢野は、郷里には戻らず生命保険の研究に没頭し、1年間で16編の論文を発表するなど精力的に活動する中で、保険料を低廉におさえることができ、破産の恐れもほとんどない相互主義による保険会社が最も理想的であるとの確信に至った。

また、矢野が起草した保険事業に関する論文に注目した安田善次郎（安田財閥の創設者）に、相互主義に基づく保険事業の実施について提案したことをきっかけに、明治27年（1894年）4月、安田が経営する共済生命保険合資会社（現在の明治安田生命保険相互会社（旧安田生命保険相互会社））の支配人となった。同社在職中の明治28年（1895年）から2年間は渡欧し、ドイツのゴータ相互保険会社で保険事務を学ぶなどした後、明治31年（1898年）6月に退職した。

明治31年（1898年）6月、渡欧先のベルリンで知り合った農商務省参事官・岡野敬次郎の紹介で同省に入省した。当時、保険会社の法的な監督・取締りの強化が喫緊の課題である中、矢野は、留学や実務経験で培った豊富な知識を生かし、保険業法、保険業法施行規則及び勅令（外国保険会社に関する件）の起草に貢献した。特に、監督官庁に提出する報告書の様式等を規定した保険業法施行規則及び勅令（外国保険会社に関する件）の主な起草は、矢野の独力により成し遂げられたものである。

明治33年（1900年）5月、矢野は、農商務省に新設された保険課の初代課長に就任し、保険会社の検査を実施し、不良会社に対しては新契約停止命令や営業停止命令などの厳格な処分を断行することで、保険業界の健全化に貢献した。

明治34年（1901年）、矢野は、農商務省を退職し、明治35年（1902年）9月、日本初の相互主義の保険会社である第一生命保険相互会社を設立した。大正4年（1915年）から昭和13年（1938年）まで23年間にわたり社長を、次いで昭和21年（1946年）まで会長を務めた。

そのほか、矢野は、明治38年（1905年）に設立された生命保険会社協会で、評議員、理事及び理事会会長を歴任し、生命保険の普及活動に尽力したほか、複数の電鉄会社の社長を歴任するなど、鉄道事業でも功績を残した。

昭和26年（1951年）9月23日、矢野は東京で85歳の生涯を終えた。

矢野恒太



(公益財団法人矢野恒太記念会ホームページより
第一生命ホールディングス提供)